

第72回市民総合体育大会開催要項

- 1 趣 旨** スポーツを愛好する多くの市民にスポーツ活動の機会を提供し、スポーツを通じて健康明朗な心身の育成を図ると共に、地域住民相互の親睦を図り、あわせて市民のスポーツの祭典とする。
- 2 主 催** 平塚市教育委員会
- 3 主 管** 平塚市スポーツ協会
- 4 後 援** 平塚市体育振興連絡協議会・平塚市スポーツ推進委員協議会・西相地区高等学校体育連盟
- 5 期 日** 令和6年11月10日（日）、11月17日（日）
※正式種目のボウリング競技については、10月27日（日）、11月3日（日）に実施
※公開種目の射撃（個人戦 エアーライフル競技）については、11月9日（土）に実施
- 6 競技種目** (1) 競技種目は、得点の対象となる正式種目と、得点の対象にならない公開種目とする。
及び会場 (2) 競技種目及び会場は別紙のとおり。
- 7 競技方法** (1) 地区対抗競技(地区体育振興会単位)とする。
(2) 団体競技については、各地区1チームとする。ただし、チームを編成することが困難な地区は合併(2地区に限る)して出場できる。
(3) 本要項に規定されている条項以外は、実施細目及び各競技別規則による。
- 8 表 彰** (1) 総合優勝地区に優勝旗、優勝杯、準優勝地区に準優勝杯を授与する。
なお、総合成績6位までの地区に賞状を授与する。
(2) 各競技種目の優勝地区に優勝杯を授与する。
なお、3位（ブロック優勝の場合は2位）までに賞状を授与する。
(3) 個人競技は3位までに賞状を授与する。ただし、陸上・水泳は優勝者のみ賞状を授与する。
(4) 次の条件に該当する1地区に敢闘賞(賞状)を授与する。
ア 上位6位に入賞した地区を除き、前回大会との順位差が5位以上、上がった地区的うち最も順位差が大きい地区とする。なお、該当する地区が複数の場合は、総合成績が上位の地区とする。
イ 上記に該当する地区がない場合は、敢闘賞は授与しない。
- 9 順位の決定** (1) 総合順位は正式種目競技の順位点を合算し、その得点の多い地区から順次決める。
及び順位点 (2) 競技別順位点は、参加地区数により決める。
参加地区数24地区：1位24点、2位23点、以下順次1点差とする。
参加地区数20地区：1位20点、2位19点、以下順次1点差とする。
同位の場合はその得点を合算し、平均割とする。
(3) 雨天等により競技中止となったときは、2回戦以上行った場合はその時点で順位を分け

る。ただし、陸上競技は除く。

- (4) 合併出場地区の得点は、順位得点を2分したものとする。

10 参加資格 (1) 選手は、参加申込み時に本市に住民票を有し、かつ居住する者で、住民票に記載された地区から出場すること。(地区体育振興会単位とする)

ただし、市外に居住する大学生、専門学生、大学院生については、「ふるさと枠」として父母又は保護者が居住している地区から出場できる。(団体競技は出場選手数の3分の1以下とする)

- (2) 年齢要件は、別紙「参加資格一覧表」参照。ただし、公開種目は各競技規則を参照。

- (3) 小学生・中学生が参加する場合は、保護者の承諾を得た上で申込むこと。

- (4) 同日開催競技への参加は、1人1競技とする。

- (5) 年齢計算は令和6年4月1日現在とする。

- (6) 監督が選手を兼ねるときは、選手として規定人員内で申し込むこと。

11 参加申込 (1) 正式種目は各競技別申込書に必要事項を記入の上、各地区で取りまとめて申し込むこと。

(2) 公開種目は各競技別申込書に必要事項を記入のうえ、スポーツ課又は種目協会(連盟)へ申し込むこと。

(3) **申込期日 令和6年9月26日(木) 午後5時まで**

※申込締切後は一切受け付けない。

12 代表者会議 (1) **期日 令和6年10月10日(木)**

及び抽選会 抽選会 午後7時~ 代表者会議 午後7時30分~

場所 青少年会館集会室

13 注意事項 (1) 選手変更は競技(両日にまたがる競技については両日とも可)の開始前までに、チームの責任者が文書をもって届け出て許可を得ること。ただし、陸上競技については、当日の午前8時30分までに変更の手続きをすること。

(2) 選手の変更は、エントリー数の2分の1を超えないこと。ただし、射撃競技と剣道競技は2名、陸上競技は5名までの変更を認める。

※新型コロナウイルス感染拡大防止に起因し登録選手が出場できない場合は、上記の規定に加えて、選手変更を特別に認めるものとする。

(例) 20人登録した種目で、2名がコロナに起因して欠場となった場合

⇒ 10名(登録選手の1/2) + 2名(コロナに起因) = 12名まで選手変更を認める。

(3) 団体競技に無資格者があったときは、そのチームは失格とする。個人競技においては、その個人のみ失格とする。

(4) 各競技において無資格者が発見された場合は、発見時をもって失格とする。失格の取り扱いは当該試合のみとし、以前の試合にはさかのばらない。ただし、失格となったチーム及び失格者が出了したチームには、順位点は与えられない。

(5) 出場チームのうち、同一の事業所及び学校(高校、大学)で選手登録数の半数までとす

る。

- (6) 各競技別申込書（団体競技）の職業等欄には、社会人・大学生・高校生・中学生等記入すること。
- (7) 無資格者に関する通報等については主催者、また、審判上の問題については、主管団体に対し、監督が明確な根拠をもって行うものとし、それ以外は一切認めない。
- (8) 異議申し立てに対して、事実関係を確認し、主催者及び主管団体で協議の上、無資格者に関することは主催者、審判上の問題は主管団体が決定する。
- (9) 異議申し立ては、当該試合終了前までとし、試合終了後は認めない。
- (10) 試合時刻に来ない者(チーム)は棄権とみなす。(各種目試合規定のとおり)
- (11) 参加選手は地区名を明記したゼッケンを付けること。
- (12) 選手宣誓の地区は、代表者会議に於いて抽選により決める。
- (13) 新型コロナウイルス感染症対策については、別紙2「新型コロナウイルス感染症に係わる注意事項」を確認すること。

以上